

# 学校評議員制度から学校運営協議会制度への発展

新潟市の学校では、「地域に開かれた学校」づくりに向け、学校評議員会がその中心的な役割を果たしてきました。これからは、校長の求めに応じて個人的な意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子どもや地域の未来に向けて保護者、地域、学校が「地域総がかり」で当事者意識をもって取り組めるよう、これまでの学校評議員を基に学校運営協議会委員を構成します。

学校運営協議会の設置により、委員は校長の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるようになります。



校長が必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞く。

保護者や地域の方々の代表が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有し、「地域総がかり」で子どもの健全な育成や学校運営の改善に取り組む。

校長の異動に左右される	<b>運営方針の継続性</b>	校長の異動による影響はない
想定はしていない、意見のみ	<b>組織的活動</b>	地域教育COのネットワークを柱に組織的活動の広がり
校長の運用しだい	<b>役割の明確</b>	法令に基づく役割（権限）が明確化
第三者的関わり	<b>連携・協働</b>	主体的参画による連携・協働性が向上

## 「学校評議員会」の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

- 法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会の委員は、学校評議員にはなかった権限と責任をもち、学校と「対等な立場」で学校運営の当事者として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域の意見が反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。
- 保護者、地域、学校において、共通の目標やビジョンを目指した取組が可能となります。（一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開）
- コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校教育ビジョンの承認」を通じ、校長は保護者や地域のみなさまに対する説明責任の意識が向上するとともに、保護者や地域のみなさまの理解と協力を得た風通しのよい学校運営が可能となります。
- コミュニティ・スクールでは、多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かなPDCAサイクルを確立しやすくなります。

※文科省リーフレット2018より